



交通取締りと行政救済

学生Aは、生活のためアルバイトで宅配便の自動車を運転中、一〇キロ・オーバーの速度違反で捕まつた。Aはあと一点で免許停止となる。直前に追い越した車と間違えられた可能性がある。かねてから彼は速度違反の取締りが不平等ではないかと考えているので、交通警察官が求める署名捺印をしたくなかった。しかし現行犯逮捕されそうになつたので、とりあえず告知書に署名し押印を押した。免許停止になつてから行政訴訟を提起しても結局訴えの利益なしとして却下されることを講義で学んだ彼は、反則金の納付前に、または納付後に、行政訴訟で告知または通告を争い、免許停止を免れることができないかと考へてゐる。可

内に反則金（九〇〇〇円）を納付しないと、警察本部長の通告を受ける。この場合一〇日以内に反則金を納付すれば刑罰は科されなくなり、納付しなければ正式な刑事訴訟手続が開始される。他方、告知を受けたのち納付（仮納付という）した場合は、告知の日からおおむね二週間目の日に警察本部長が公示して通告をし、これにより仮納付が反則金の納付とみなされ、刑罰は科されなくなる。<sup>②</sup>行政法的側面では、綴りのうちの一枚が公安委員会に送付される。検察と公安委との間での相互連絡もあるが、刑事手続と行政処分は独立に扱われる。したがって検察の処分と行政処分、それらの裁判上の結果も相異なることがあるが、運転者は、刑事案件が稀ではない。運転者は、刑事案件と行政事件を別個に争わねばならない（弁護士をつけた場合、一審だけで刑事案件につき着手金一五万円、無罪の報酬金二五万円、行政事件で着手金一〇万円、報酬金一〇万円が最低限必要。一種の科学裁判であるから弁護士は採算が

えるかが問題とされているのである。判例は、いづれの通告もつばら刑事案件として処理すべきものとして行政訴訟で争うことと認めていなし（最判昭和四七・四・二六民集二六巻三号五〇七頁、最判昭和五七・七・一五民集三六巻六号一一六九頁）。したがつて自己の無実を信ずる運転者は交通反則金を納付せずにこれを刑事訴事被告人として争わなければならぬ。実務は人違いなど通常の無効のときに限つて、不当料金の返還請求を認める。学説には、納付の通告にも一定の行政手続上の効果を認め、刑事訴追といふ重大な心理的圧迫を考慮して、处分性を肯定するものがある。この説の多くは通告に従つて納付をした者に対して、通常に重大な瑕疵がある場合に限つて取消訴訟を認めるが、例えば不平等取締りなどはこの瑕疵ではない。つまり「犯罪」は「犯罪」なのである。免許停止などの行政処分は別途争うことが当然のこととされている。

かし次の問題点がある。(1)「牛」を知りを受けた運転者はいわば「自白」ののち刑事被告人として無実を訴えるに相当する(崎最高裁調査官解説(法曹時報三卷七号))によると仮納付をした場合には禁反言的考慮が働く。しかし署名・捺印をしたこと自体がそのよどみとられよう)。(2)免許停止処は争つても停止期間は長くはなく、名譽感情は日本の行政判例では保護法益ではないから、され訴えの利益は失われる(昭和五五・一・二五民集三四巻号七八一頁)。(3)結局、現場で認めするしかないが、「現行犯逮捕」の可能性も大きい(手錠で連行して警察では裸にして調べるもルールであるとされる。朝日新聞昭和五八年八月一三日付夕刊参考)。

四 判例・学説では事実の上で存在する国税犯則通告制度との差異がしばしば意識されてないようである。(1)国税事件では、捜査権をもたない行政機関が通告をするのであり、通告並に嫌疑者が現行犯逮捕される事態はほとんど考えられない。(2)

で放棄されるか、またはそもそも記録化されない。(つまり一回の取締りの全記録を保存するシステムはない)。違反の証拠がときには開示されない(ある警察本部によると本人への開示義務がある)。一種免許と二種免許ごとの違反件数の統計はない(筆者自身、速度違反をしなかつたタクシーに乗ったことは一度もない)。反則金総額が交通安全対策のため地方に交付されるので(道交附則一六条)、歳入予算に計上された反則金を確保せざるを得ず、違反摘発のノルマのうわさもある(危険な運転者からではなく、とりやすい人からとの傾向。多数の元警官による最近の各種告発書籍参照)。

一 交通反則切符は六枚綴りであり、本人に一枚が渡される。スピード違反は講学上の行政罰にあたる「犯罪」である。  
①刑法的側面について、Aは、現場で告知を受けた後、七日以

嫌疑に基づく反則通告の行政処分性を論じてきた。交通反則金制度が国税犯則制度にならって導入されたので、犯則通告と反則通告は、刑事被告人となる危険を避けるために行訴で争

判例と有力な学説は以上の通りであるから、設例のAは、納付の有無に関わらず免許停止を免れるために通告を行政訴訟で争うことはできない。

三 立法者と実務担当者によるべき現行制度では完全な裁判上の救済が確保されている。

うる。高性能のレーダー探知器が発売され、倫理感からこれを取り付けていない者との不平等がある。摘発がときどき不平等である（スピード違反として摘発された事件の記録以外の記録は、現場

として争うことは十分に考えられる。さもなくば名譽感情をもつ人間の尊厳は保てないようにも思える。